

第3回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年5月23日(木) 13時30分

下蒲刈町農村環境改善センター 研修室

- 1 挨拶 会長 小笠原 臣 也
副会長 竹 内 弘 之
- 2 開 会
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項 協議第 7号 農業委員会の取扱いについて(継続協議案件)
協議第19号 福祉制度の取扱いについて
協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについて
協議第21号 介護保険事業の取扱いについて
協議第22号 保健・医療制度の取扱いについて
協議第23号 環境事業の取扱いについて
協議第18号 新市建設計画の取扱いについて(継続協議案件)
- 5 その他
- 6 挨拶 岩 原 椋 委員
- 7 閉 会

第3回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

会 長	呉 市 長	小 笠 原 臣 也
委 員	呉 市 助 役	川 崎 初 太 郎
委 員	呉 市 助 役	赤 松 俊 彦
委 員	呉 市 議 会 議 長	岩 原 椋
委 員	呉 市 議 会 副 議 長	荒 川 五 郎
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	中 田 清 和
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石 崎 元 成
委 員	呉商工会議所 専務理事	岩 城 公 順
委 員	呉市自治会連合会副会長	吉 井 光 廣
委 員	呉市女性連合会副会長	三 戸 光 子

(下蒲刈町)

副会長	下 蒲 刈 町 長	竹 内 弘 之
委 員	下 蒲 刈 町 助 役	杉 原 裕
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 議 長	花 浦 照 広
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長	船 田 孝 敏
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長	船 田 信 義
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長	蔦 村 正 勝
委 員	下蒲刈町商工会会長	竹 内 美 智 三
委 員	下 島 区 長	宇 都 宮 杉 三
委 員	下蒲刈町女性団体連合会会長	伊 豆 本 悦 子

(顧 問)

顧 問	広島県呉地域事務所長	加 賀 美 和 正
-----	------------	-----------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	新 谷	昌 弘
事務局参事	呉市広域行政推進室次長	中 本	克 州
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐 々 木	寛
事務局次長	下蒲刈町参事(兼)総務課長	柴 村	隆 博
事務局次長	下蒲刈町参事	香 川	逸 志

第3回 呉市・下蒲刈町合併協議会

協議事項

基本的な項目に関する協議

協議第 7号 農業委員会の取扱い（継続協議） 1

行政制度等に関する協議

協議第 19号 福祉制度の取扱い 2

協議第 20号 国民健康保険事業の取扱い 4

協議第 21号 介護保険事業の取扱い 4

協議第 22号 保健・医療制度の取扱い 5

協議第 23号 環境事業の取扱い 6

新市建設計画の作成に関する協議

協議第 18号 新市建設計画 8

基本的な項目に関する協議事項

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）						
5	協議第7号 農業委員会の 取扱い	委員の定数及び 任期	<p>・合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定あり。</p> <p>・選挙による委員の在任特例など。</p> <p>・平成14年3月現在の委員数及び任期（3年間）；</p> <table border="1" data-bbox="629 451 1496 536"> <tr> <td>呉 市</td> <td>22人（うち選挙16人），</td> <td>～平成14年7月31日</td> </tr> <tr> <td>下蒲刈町</td> <td>14人（うち選挙10人），</td> <td>～平成14年7月19日</td> </tr> </table> <p>農業委員会に関する法律第7条には、「農業委員会の選挙による委員の定数は、10人～40人の間で条例で定める」と規定されている。</p> <p>合併特例法第8条第1項には、「編入した町にあっては、選挙による委員のうち、市町で定めた数の者に限り、合併市の農業委員会委員の残任期間在任することができる」と規定されている。</p> <p>また、合併の際、「選挙による委員の数が市町で定めた数を超えるときは、町の選挙による委員の互選（指名推薦又は投票による選挙）により在任する者を決定していく」とも規定されている。</p> <p>両市町の長が協議して定めた数の決め方； 市町の農業委員会選挙人名簿登載数を基に、選挙委員定数1人当たりの選挙人数により按分して決定していくものとする。 〔平成14年1月1日現在の選挙人名簿登載数〕 町登載数 971人 / (市登載数 3,542人 / 市選挙委員定数 16人) = 4.37 4人</p>	呉 市	22人（うち選挙16人），	～平成14年7月31日	下蒲刈町	14人（うち選挙10人），	～平成14年7月19日	<p>下蒲刈町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員は、両市町の長が別に協議して定めた数（4人）の者に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>町の選挙による委員の数が、両市町の長が別に協議して定めた数（4人）を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p> <p>両市町の長が協議して定めた数の決め方 市町の農業委員会選挙人名簿登載数により按分調整し決定していくものとする。</p>
呉 市	22人（うち選挙16人），	～平成14年7月31日								
下蒲刈町	14人（うち選挙10人），	～平成14年7月19日								

行政制度等に関する調整方針及び協議事項

呉市と下蒲刈町との行政制度等の調整については、合併に際し、行政制度の違いから両市町の住民生活に支障等を来さないように、行政の事務・事業（福祉、保健、医療、衛生、経済振興、まちづくり、学校教育、文化・スポーツ振興、上・下水道、消防・救急など）について事前に調整を図るものです。

また、調整に当たっては、原則として呉市の制度に統一することを基本に、次の点に留意しながら、協議を進めていくことにします。

- (1) 呉市の制度に該当する町制度がない場合は、呉市の制度を適用していくことにします。
- (2) 両市町にほぼ同水準の制度がある場合は、呉市制度に準拠し、できるだけ統一が図られるよう調整していきます。
- (3) 下蒲刈町制度に該当する呉市制度がない場合は、合併に伴い住民サービスの低下を招かないよう個別に協議し、必要性や財政状況等を総合的に判断する中で、廃止・段階的・経過的な措置を検討していきます。

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
16	各種事務事業の取扱い 協議第19号 福祉制度の取扱い	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など	<p>調整方針に基づき、ジャンル別に個々の事項について調整を図っていくものです。</p> <p>呉市では、福祉事務所を設置し担当部署と連携を図る中で、福祉に関するほとんどの事務を行っている。</p> <p>下蒲刈町域における福祉事務所関係の事務は、県の事務となっている。事務の内容により、町の住民課・保健福祉課又は県の呉地域事務所厚生環境局（県の福祉事務所）が窓口となっている。</p> <p>福祉施策については、国・県の基準に基づき実施しているもののほか、国・県の制度に上乘せしたり、市又は町独自に制度を設けて実施している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P2～17のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 児童福祉 （別添資料「調書」P2～3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料： 徴収基準額が異なる。(P2) ・乳幼児等医療費補助： 支給要件，対象者，補助の範囲が異なる。(P3) 	<p>福祉制度については、呉市福祉事務所を中心に県の福祉事務所等と連携し対応していくものとする。</p> <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。</p>

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
			<p>2 母子・寡婦・父子福祉 （別添資料「調書」P 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への入居： 優遇措置内容が異なる。 <p>3 障害者（児）福祉 （別添資料「調書」P 4～10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者就労促進事業補助： 補助の範囲，支給額が異なる。(P9) ・公共施設の減免： 内容（対象・対象施設等）が異なる。(P10) ・公営住宅等への入居： 優遇措置内容が異なる。(P10) <p>4 高齢者福祉 （別添資料「調書」P 11～14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人日常生活用具給付等： 事業内容が異なる。(P11) ・敬老金等： 対象者，支給額が異なる。(P11) ・デイサービス： 内容，費用，実施形態が異なる。(P12) ・在宅介護支援センター：実施形態が異なる。(P13) ・老人クラブ等の団体助成： 範囲，支給額が異なる。(P13) ・公共施設の減免： 対象施設が異なる。(P14) <p>5 生活保護・低所得者福祉 （別添資料「調書」P 14～15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護基準： 級地区分が変わる。(P14) ・民生委員・児童委員： 次の改選期まで在任。報償費の額が異なる。(P14) <p>6 その他の福祉 （別添資料「調書」P 16～17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会： 呉市社協に再編。(P16) 	

協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
協議第 20 号 国民健康保険 事業の取扱い	賦課方式，料 (税)率，給付内 容など	<p>国民健康保険料（税）については，呉市は保険料（国民健康保険法），下蒲刈町は保険税（地方税法）で賦課・徴収している。</p> <p>保険料（税）の算定は，下蒲刈町には資産割があるが呉市にはない。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 1 6 のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 給付の内容： 葬祭費支給額が異なる。</p> <p>2 賦課の状況： 賦課方式，保険料（税）率，納期が異なる。</p>	<p>原則として呉市の制度に統一するものとする。</p>
協議第 21 号 介護保険事業 の取扱い	保険料，給付・ 提供サービス内 容など	<p>介護保険は，下蒲刈町の 2 次認定審査業務を呉市が受託しているが，事業は市・町がそれぞれ単独で実施している。</p> <p>保険料基本月額，呉市が 3，1 2 5 円，下蒲刈町が 2，5 0 8 円となっているが，平成 1 5 年度以降の保険料額については，サービス利用意向等を踏まえた上で，平成 1 4 年度中に策定することとなっている。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 1 5 のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 保険料： 第 1 号被保険者保険料が異なる。</p> <p>2 サービス： 呉市では市社会福祉協議会，社会福祉法人や民間事業者等，幅広い事業主体によりサービス提供されているが，下蒲刈町では直営の事業所及び一部の民間事業者によりサービスが提供されている。</p>	<p>原則として呉市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし，下蒲刈町地域のサービス事業の充実に努めるものとする。</p>

協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
協議第 22 号 保健・医療制 度の取扱い	各種保健事業， 予防、救急医療， 公立下蒲刈病 院，健康管理セ ンターなど	<p>呉市は，歴史的経緯により，「保健所政令市」として既に単独で保健所の設置が行われ，各種の保健サービスを実施している。</p> <p>下蒲刈町では，基本的には県の事務となっているが，町の保健福祉課が中心となり，県の呉地域保健所と連携して保健所事務を行っている。</p> <p>初期救急医療は，呉市は休日急患センター等で行っているが，下蒲刈町は公立下蒲刈病院（町直営）で対応している。</p> <p>2次救急医療については，同じ保健医療圏であり，呉市内の病院群輪番制病院（呉共済病院，中国労災病院など）の救急医療機関を利用している。</p> <p>医師会については，呉市は呉市医師会に，下蒲刈町は安芸地区医師会に所属している。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P18～25のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 保健サービス （別添資料「調書」P18～24）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務及び健康増進： 実施主体・場所，業務内容が異なる。(P18) ・母子保健： 2歳児歯科検診の実施の内容等が異なる。(P20) ・成人・老人保健： 健康診査の委託先，検査項目，費用が異なる。(P20) ・精神保健： 実施主体（主に県）が異なる。(P21) ・疾病予防： 実施主体（県・市・町）が異なる。(P21～23) ・生活衛生： 犬猫の引取方法，野犬等の捕獲の実施主体・内容が異なる。(P24) <p>2 医療サービス （別添資料「調書」P24～25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療： 初期救急医療は公立下蒲刈病院で対応。(P24) ・公立医療施設： 町では公立下蒲刈病院（病床49）・診療所等を直営。(P25) ・医師会等： 所属医師会が異なる。(P25) 	<p>保健・医療制度については，呉市保健所を中心に県の呉地域保健所等と連携し対応していくものとする。</p> <p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては，合併までに調整し，制度の統一を図っていくものとする。</p> <p>公立下蒲刈病院については，呉市が引き継ぐものとする。</p> <p>ただし，運営形態等については，両市町の長が協議して定めるものとする。</p>

協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
協議第 23 号 環境事業の取 扱い	環境保全事業・ し尿・ごみ収集 処 理 方 法 や 体 制，助成制度， 安芸南部衛生組 合，火葬場など	<p>呉市は，環境保全に関する多くの事項（大気汚染，騒音振動，水質汚濁，悪臭，産業廃棄物及び浄化槽業務など）について，政令市の指定を受けると共に，特例市としての権限を持ち，環境保全行政全般に積極的に取り組んでいる。</p> <p>ごみ処理については，呉市はごみ焼却工場・破砕処理場・資源化施設・埋立処理場を市内にもっており，直営（一部業者委託）で収集処理している。</p> <p>下蒲刈町では，蒲刈町と安芸南部衛生組合を組織し，蒲刈町内の保管・焼却施設で地元業者への業務委託により収集処理している。</p> <p>ごみ処理の広域処理化対応（下蒲刈町を含む 1 市 8 町）として，呉市内に新たな焼却場を建設（平成 1 4 年 1 2 月稼働予定）している。</p> <p>し尿処理については，呉市は処理場 1 カ所を市内にもっており，許可業者への業務委託により収集し，市の施設で処理している。</p> <p>下蒲刈町では，蒲刈町と安芸南部衛生組合を組織し，地元許可業者への業務委託により収集し，下蒲刈町内の組合処理施設で処理している。</p> <p>斎場については，下蒲刈町に町営施設がある。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 2 6 ~ 2 8 のとおり</p> <p>【主な相違点】</p> <p>1 ごみ処理事業 （別添資料「調書」P 2 6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集及び処理体制等： 実施主体，分別方法，手数料等が異なる。 <p>2 し尿・浄化槽汚泥処理事業 （別添資料「調書」P 2 7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集及び処理体制等： 実施主体，収集処理方法，手数料等が異なる。 <p>3 斎場等 （別添資料「調書」P 2 8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場： 施設規模，管理体制，使用料等が異なる。 	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし，安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制（料金も含む）については，当分の間，現行のとおりとする。</p>

協 議 事 項	内 容	調整方針（合併協定案）
6 商工業・観光の振興	各種振興事業，助成制度・融資事業，広域観光の振興など	第4回以降の協議会で協議予定
7 農林水産業の振興	各種基盤整備，振興事業など	
8 まちづくり建設事業	道路，公園，住宅，港湾，漁港整備など	
9 教育・文化・スポーツの振興	学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など	
10 コミュニティの振興	自治組織，広報・広聴活動，相談事業など	
11 水道事業（簡易水道事業）	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など	
12 下水道事業（集落排水事業）	使用料，助成制度，基盤整備・維持補修など	
13 消防・防災体制整備	消防・救急体制，消防団組織，防災対策，交通安全対策など	
14 バス運行事業	生活バス交通の確保，敬老優待助成制度など	
15 安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業	通行回数券購入に対する助成(通勤・通学など)	
16 電算システムの取扱い	住民基本台帳，戸籍事務等の電算処理システムの統一，情報化推進など	

新市建設計画の作成に関する協議事項

	協議事項	内 容	参 考	調整方針（合併協定案）
17	協議第 18 号 新市建設計画	合併後のまちづくりビジョン， 事業計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法第 5 条に規定されている。 ・ 市町の合併に際し，住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し，合併に関する判断材料を提供するという役割と，いわゆる合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものである。 <p>また，市町建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることになっている。</p>	<p>第 2 回合併協議会で「呉市・下蒲刈町合併建設計画（素案）」（まちづくりビジョン）を提案。</p> <p>地域振興事業については，市町及び県と協議中である。</p>